

令和5年度
常総市公共交通活性化協議会

第1回会議資料

令和5年6月22日

目次

報告第1号	令和4年度事業報告について	… 1 ページ
報告第2号	予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について	… 2 ページ
議案第1号	令和4年度歳入歳出決算について	… 7 ページ
議案第2号	令和5年度事業計画（案）について	… 9 ページ
議案第3号	令和5年度歳入歳出予算（案）について	… 10 ページ
議案第4号	令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・ 地域公共交通計画による認定申請について	… 11 ページ
その他	コミュニティバスの導入に向けたスケジュール	… 12 ページ
	（参考）常総市公共交通活性化協議会規約	…16 ページ

令和4年度事業報告について

期 日	会 場	区 分	会 議 等 の 内 容
令和4年 6月23日	常総市役所	第1回 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度事業報告について ・予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について ・令和3年度歳入歳出決算について ・令和4年度事業計画（案）について ・令和4年度歳入歳出予算（案）について ・令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・地域公共交通計画による認定申請について
9月29日	常総市役所	第2回 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの運行概要（案）について
12月23日	常総市役所	第3回 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）について ・コミュニティバスの運行概要（案）について

報告第2号

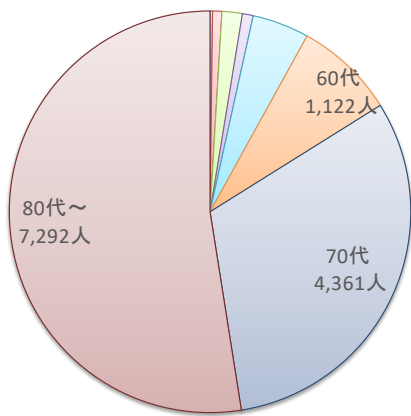
常総市予約型乗合交通ふれあい号 令和4年度 利用状況

1. 利用者数

運行日数	のべ利用者数	1日平均	1台平均/日	1便平均/台	実利用者数	月あたり平均実利用者数
241日	13,891人	57.6人	11.5人	1.4人	799人	349人

2. 地区・性別・年代別利用者数

		～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代～	地区別計	
水海道東地区	男性	0人	36人	0人	1人	111人	112人	327人	406人	993人	5,219人
	女性	0人	31人	11人	23人	171人	319人	1,197人	2,474人	4,226人	
水海道西地区	男性	0人	10人	0人	0人	52人	190人	242人	293人	787人	4,525人
	女性	0人	6人	75人	31人	49人	80人	1,422人	2,075人	3,738人	
石下地区	男性	19人	9人	2人	34人	87人	194人	256人	591人	1,192人	4,147人
	女性	9人	12人	139人	32人	166人	227人	917人	1,453人	2,955人	
年代別計 (人数)	男性	19人	55人	2人	35人	250人	496人	825人	1,290人	2,972人	13,891人
	女性	9人	49人	225人	86人	386人	626人	3,536人	6,002人	10,919人	
	男女計	28人	104人	227人	121人	636人	1,122人	4,361人	7,292人	不明	
年代別計 (総数に占める割合)	男性	0.14%	0.40%	0.01%	0.25%	1.80%	3.57%	5.94%	9.29%	21.40%	100.00%
	女性	0.06%	0.35%	1.62%	0.62%	2.78%	4.51%	25.46%	43.21%	78.60%	
	男女計	0.20%	0.75%	1.63%	0.87%	4.58%	8.08%	31.39%	52.49%	不明	



- ～10代
- 20代
- 30代
- 40代
- 50代
- 60代
- 70代
- 80代～

- ・ 70代以上の利用者が全体の約84%
- ・ 60代以上でみると、全体の約92%を占める

3. 曜日・時間帯別利用者数

	月	火	水	木	金	時間別計	前年度計
8時便	189人	208人	180人	161人	170人	908人	773
9時便	426人	466人	470人	424人	531人	2,317人	2,061
10時便	314人	462人	363人	398人	438人	1,975人	2,158
11時便	330人	334人	304人	309人	384人	1,661人	1,684
12時便	232人	274人	253人	256人	301人	1,316人	1,304
13時便	195人	262人	268人	262人	262人	1,249人	1,251
14時便	276人	322人	340人	324人	422人	1,684人	1,668
15時便	252人	344人	284人	264人	316人	1,460人	1,359
16時便	228人	229人	271人	258人	335人	1,321人	1,218
曜日別計	2,442人	2,901人	2,733人	2,656人	3,159人	13,891人	13,476

4. 予約お断り件数

	月	火	水	木	金	時間別計 (年間)	時間別計 (月平均)	時間別計 (1日平均) ※1月=20日
8時便	2人	0人	1人	0人	1人	4人	0.33人	0.02人
9時便	20人	22人	16人	16人	37人	111人	9.25人	0.46人
10時便	10人	35人	22人	21人	40人	128人	10.67人	0.53人
11時便	13人	22人	16人	15人	39人	105人	8.75人	0.44人
12時便	15人	33人	24人	26人	41人	139人	11.58人	0.58人
13時便	10人	13人	19人	16人	24人	82人	6.83人	0.34人
14時便	2人	4人	8人	9人	20人	43人	3.58人	0.18人
15時便	5人	3人	5人	4人	19人	36人	3.00人	0.15人
16時便	1人	0人	3人	1人	4人	9人	0.75人	0.04人
曜日別計(年間)	78人	132人	114人	108人	225人	657人	54.75人	2.74人
曜日別計(月平均)	6.50人	11.00人	9.50人	9.00人	18.75人	54.75人		
曜日別計(1日平均)	1.63人	2.75人	2.38人	2.25人	4.69人	13.69人		

※参考_配車ローテーション

	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	計
A社	○	○	○	休憩	○	○	○	○	○	8
B社	○	○	○	○	休憩	○	○	○	○	8
C社	○	○	○	○	○	休憩	○	○	○	8
D社	○	○	○	○	休憩	○	○	○	○	8
E社	○	○	○	○	○	休憩	○	○	○	8
計	5	5	5	4	3	3	5	5	5	40

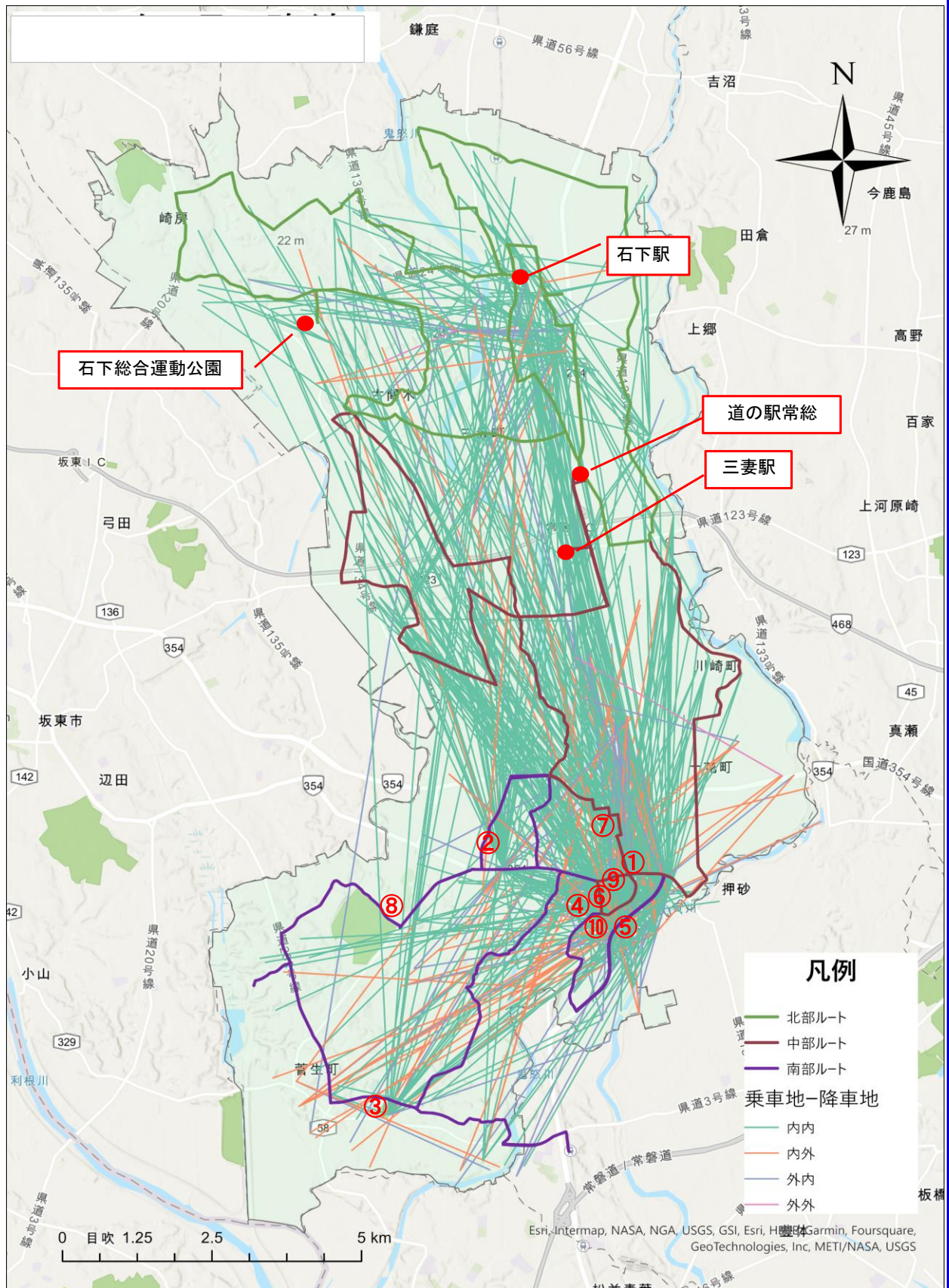
※年度別_時間帯ごとの予約お断り件数

	R2	R3	R4
8時便	4人	3人	4人
9時便	48人	82人	111人
10時便	122人	157人	128人
11時便	110人	97人	105人
12時便	144人	141人	139人
13時便	67人	62人	82人
14時便	34人	39人	43人
15時便	17人	24人	36人
16時便	12人	11人	9人
計	558人	616人	657人

- ・ 9時便利用者の主な目的地は医療機関
- ・ 8時, 9時の便は前日の16時まで予約することになっている
- ・ 最近の傾向として, 1日当たり10件程度の当日キャンセルが発生している

5. 主な行き先(降車人数)

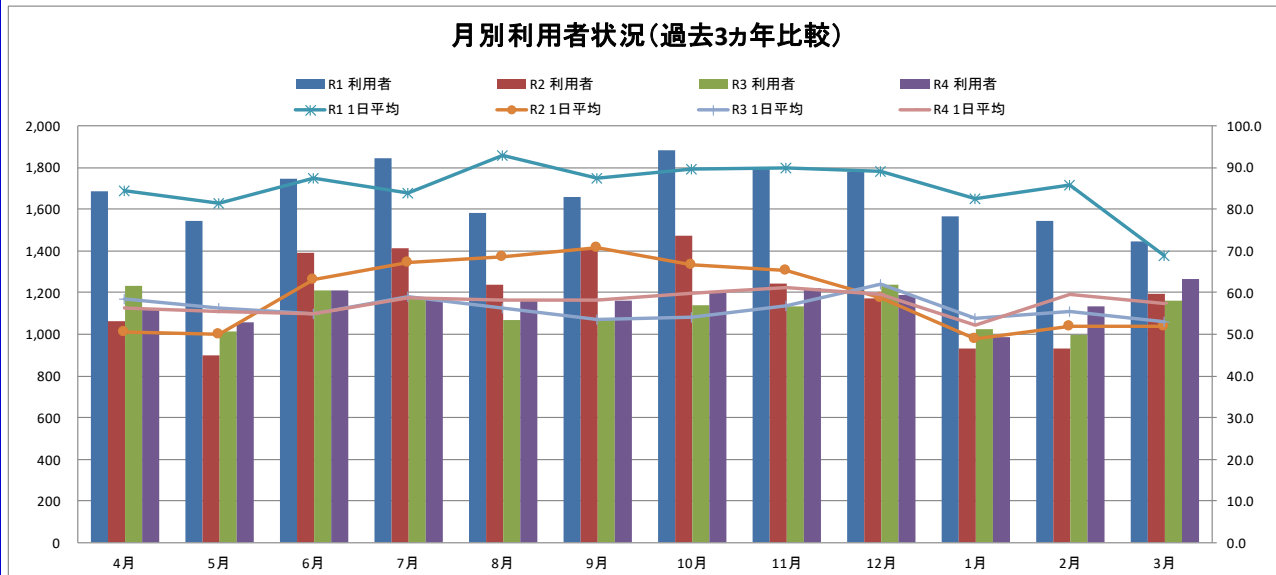
①きぬ医師会病院	②水海道西部病院	③水海道厚生病院	④カスミ水海道店	⑤TAIRAYA
1,750人	678人	374人	299人	274人
⑥鈴木内科整形外科医院	⑦水海道さくら病院	⑧きぬ温水プール	⑨常総市役所	⑩水海道駅
273人	259人	247人	216人	188人



6. 登録者数

	水海道東地区	水海道西地区	石下地区	計
新規登録者数	81人	35人	71人	187人
登録者削除件数	2人	0人	3人	5人
通算登録者数	3,180人	2,931人	2,937人	9,048人

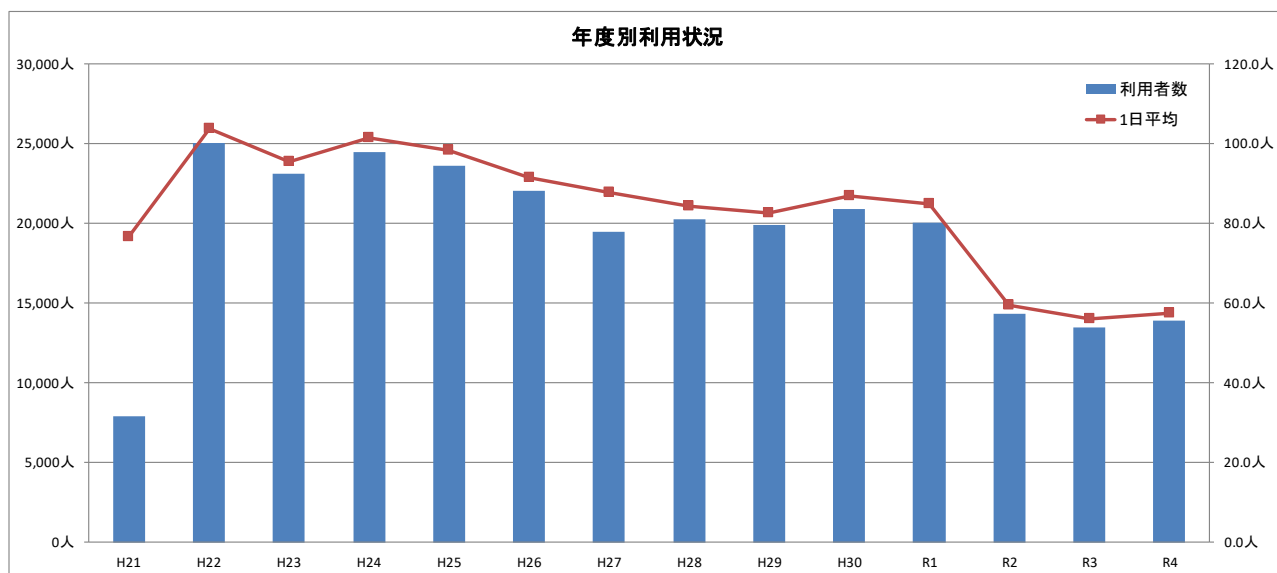
7. 月別利用状況



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R1 利用者	1,687人	1,545人	1,748人	1,843人	1,580人	1,658人	1,883人	1,796人	1,781人	1,565人	1,545人	1,444人
R2 利用者	1,063人	900人	1,389人	1,413人	1,235人	1,415人	1,470人	1,242人	1,173人	929人	933人	1,194人
R3 利用者	1,231人	1,014人	1,211人	1,178人	1,070人	1,072人	1,139人	1,136人	1,240人	1,022人	1,000人	1,163人
R4 利用者	1,124人	1,056人	1,210人	1,176人	1,165人	1,162人	1,197人	1,224人	1,189人	989人	1,134人	1,265人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R1 1日平均	84.4人	81.3人	87.4人	83.8人	92.9人	87.3人	89.7人	89.8人	89.1人	82.4人	85.8人	68.8人
R2 1日平均	50.6人	50.0人	63.1人	67.3人	68.6人	70.8人	66.8人	65.4人	58.7人	48.9人	51.8人	51.9人
R3 1日平均	58.6人	56.3人	55.0人	58.9人	56.3人	53.6人	54.2人	56.8人	62.0人	53.8人	55.6人	52.9人
R4 1日平均	56.2人	55.6人	55.0人	58.8人	58.3人	58.1人	59.9人	61.2人	59.5人	52.1人	59.7人	57.5人

8. 年度別利用状況



年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
運行日数	103日	241日	242日	241日	240日	241日	222日	240日	241日	240日	236日	241日	240日	241日
利用者数	7,907人	25,031人	23,097人	24,460人	23,618人	22,051人	19,518人	20,239人	19,949人	20,896人	20,075人	14,356人	13,476人	13,891人
1日平均	76.8人	103.9人	95.4人	101.5人	98.4人	91.5人	87.9人	84.3人	82.8人	87.1人	85.1人	59.6人	56.2人	57.6人
登録者数	4,568人	953人	386人	427人	304人	341人	242人	223人	279人	319人	423人	203人	198人	182人

令和4年度歳入歳出決算報告

歳入の部

(単位：円)

科目	予算現額(A)	収入済額(B)	増減額(B)-(A)	備考
1 負担金	37,995,000	27,472,369	△10,522,631	常総市負担金
2 補助金	1,000	8,907,000	8,906,000	地域公共交通確保維持改善事業 費補助金 (フィーダー系統補助金) 8,907,000円
3 運賃収入	3,374,000	4,140,000	766,000	運賃収入
4 雑入	1,000	125	△875	預金利子
合計	41,371,000	40,519,494	△851,506	

歳出の部

(単位：円)

科目	予算現額(A)	支出済額(B)	不用額(A)-(B)	備考
1 会議費	42,000	10,500	31,500	会長謝礼(会議開催3回分)
2 事務費	90,000	26,510	63,490	振込手数料等
3 事業費	41,229,000	40,482,484	746,516	車両借上料 25,334,000円 予約センター運営費 13,990,294円 コミュニティバス運行計画策定 支援業務委託 1,100,000円 ふれあい号乗降場所看板代 58,190円
4 予備費	10,000	0	10,000	
合計	41,371,000	40,519,494	851,506	

収入済額 40,519,494 円

支出済額 40,519,494 円

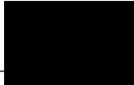
差引残金 0 円

決 算 監 査 意 見 書

監査に付された令和4年度常総市公共交通活性化協議会歳入歳出決算については、関係諸帳簿及び証拠書類と照合審査した結果、計数に誤りなくすべて正当であると認めた。

令和5年 6月 5日

監 事 シルバークラブ連絡協議会会長

高橋智子 

令和5年 6月 6日

監 事 常総市商工会事務局長

浅野美成 

令和5年度事業計画（案）について

【基本方針】

道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項に関する協議及び実施に係る連絡調整等を行う。

1. 常総市地域公共交通計画に基づき、当市の公共交通の活性化に向けた協議及び交通政策の推進を行う。
2. 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態、運賃、及び料金等のほか、道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議を行う。

【事業概要】

1. 地域公共交通確保維持改善事業の認定申請及び事業評価

予約型乗合交通ふれあい号に活用している地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー補助）に関する協議及び国への認定申請を行う。また、申請に基づき実施した事業に対する評価を行う。

2. コミュニティバス運行に向けた協議

常総市地域公共交通計画及び常総市コミュニティバス運行基本計画に定めた、コミュニティバスの新規運行に必要な協議を行う。

運行事業者がとりまとめた、運行ルート・ダイヤ・車両・バス停・運行経費等について審議する。

3. ふれあい号の見直しに向けた協議

コミュニティバス運行開始に伴うふれあい号利用状況の変化を検証し、今後のふれあい号の在り方を検討する。

4. 各交通モードの特性に応じた役割分担

関東鉄道常総線、路線バス、ふれあい号などそれぞれの機能、役割及び目的を分類し、利用者特性・輸送密度に応じた公共交通モードの役割を明確化する。

5. 広域的な移動手段の検討

市町村間をまたぐ広域的な公共交通体系の確保に向け、鉄道や路線バスを維持・活性化するための乗り継ぎ利便性の向上と利用促進策を検討する。

6. 情報発信の強化

コミュニティバスを含めた各交通モードについて、広く広報、周知活動を行い、利用促進につなげる。

令和5年度歳入歳出予算（案）について

歳入の部

(単位:円)

科 目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	摘 要
1 負担金	36,154,000	37,995,000	△1,841,000	常総市負担金
2 補助金	1,000	1,000	0	国補助金※
3 運賃収入	3,420,000	3,374,000	46,000	
4 雑 入	1,000	1,000	0	預金利子等
合 計	39,576,000	41,371,000	△1,795,000	

※交付額が未定のため、枠として1,000円計上しています。

歳出の部

(単位:円)

科 目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	摘 要
1 会議費	78,000	42,000	36,000	会議開催4回分謝礼
2 事務費	90,000	90,000	0	資料郵送代, 振込手数料, インターネットバンキング 使用料等
3 事業費	39,398,000	41,229,000	△1,831,000	車両借上料 25,200,000円 予約センター運営費 13,990,000円 協議会運営諸費 208,000円
4 予備費	10,000	10,000	0	
合 計	39,576,000	41,371,000	△1,795,000	

※最終的な予算と決算の差額は、市に戻入れをします。

令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・
地域公共交通計画による認定申請について

計画概要

※申請様式は別紙 1 のとおり

【期間】

- ・ 令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日（運行日数 239 日）

【目標】※

- ・ 1 日あたり平均利用者数：71 人
- ・ 収支率：11.0%以上
- ・ 利用者 1 人あたり市負担額：1,967 円以下

【目標達成に向けた事業と実施主体】

- ・ 常総市公共交通計画の施策④「情報提供の充実」及び施策⑥「モビリティマネジメントの推進」に基づき、市広報紙や HP、パンフレットを活用した利用促進を実施する（市）

※地域公共交通計画に基づいた目標です（下記参照）。

- ・ 1 日あたり平均利用者数：71 人（令和 2 年 9 月実績）

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
運行日数	21日	18日	22日	21日	18日	20日	22日	19日	20日	19日	18日	23日	241日
利用者数	1,063人	900人	1,389人	1,413人	1,235人	1,415人	1,470人	1,242人	1,173人	929人	933人	1,194人	14,356人
1日平均	50.6人	50.0人	63.1人	67.3人	68.6人	70.8人	66.8人	65.4人	58.7人	48.9人	51.8人	51.9人	59.6人
新規登録者	20人	21人	20人	15人	18人	25人	18人	14人	13人	24人	12人	7人	207人

※新型コロナウイルス感染症の影響下でもっとも利用者が多い月を目標値としています。

- ・ 収支率：11.0%以上（令和元年度実績）

利用券売上代 4,820 千円 ÷ 運行経費 44,306 千円

- ・ 利用者 1 人あたり市負担額：1,967 円以下（令和元年度実績）

市負担額 39,486 千円 ÷ 20,075 人

その他

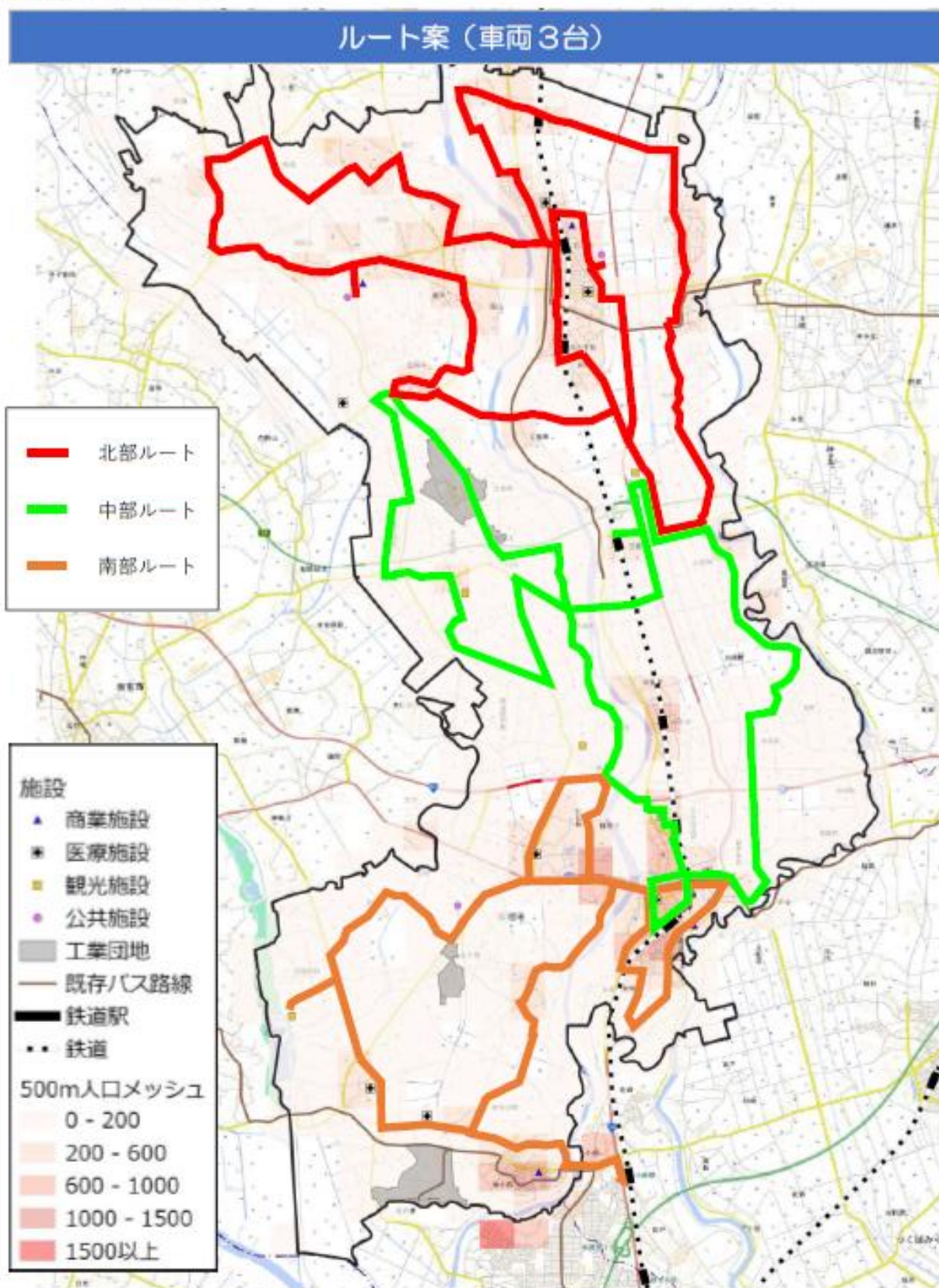
コミュニティバスの導入に向けたスケジュールについて

これまでの協議会での検討内容をもとに、令和4年度末に「常総市コミュニティバス運行基本計画」を策定しました。

運行計画及び運行ルート案は次のとおりとなります。

No.	項目	内容
1	取組の背景	・地域内移動を支える移動手段が予約型乗合交通ふれあい号のみが担っており、市民の日常生活及び来訪者の移動ニーズに対応するため、新たな移動手段の導入が求められている。
2	運行方式	・乗合方式：道路運送法第4条
3	運行の態様	・道路運送法第4条の許可に基づく一般乗合旅客自動車運送事業による道路運送法施行規則第3条の3第1号に定める「路線定期運行」とする。
4	運行事業者 (運行主体)	・道路運送法第4条に定める、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた運行事業者とする。
5	役割	・地域内輸送系統
6	主要 運行経路	<ul style="list-style-type: none"> ●北部ルート ・常総市役所石下支所～石下駅～南石下駅～道の駅～石下総合運動公園 ●中部ルート ・三妻駅～道の駅～きぬ医師会病院～水海道駅～常総市役所～北水海道駅～大生郷工業団地 ●南部ルート ・常総市役所～水海道駅～きぬ医師会病院～坂手工業団地～小絹駅
7	運行時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ●北部ルート：7時台～17時台 ●中部ルート：7時台～17時台 ●南部ルート：7時台～17時台
8	運行日	・平日及び土日祝日
9	車両・台数	・小型路線バス車両（ポンチョサイズ）3台
10	バス停留所	・約300か所（運行ルート等に応じて変更あり）
11	運行回数	<ul style="list-style-type: none"> ●北部ルート：4回 ●中部ルート：4回 ●南部ルート：4回
12	運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・200円 （令和5年度第1回常総市公共交通活性化協議会で決定する）

運行計画の「6. 主要運行経路」に基づき、以下のような運行ルート図（案）とします。
運行事業者が決定次第、運行事業者からの提案や道路幅員等の条件を考慮し、再度ルートを整えるものとします。



<全ルートコンセプト>

- ・市内を運行するコミュニティバスと広域に運行する関東鉄道常総線や路線バスに接続することで、鉄道や路線バスの利用促進にもつなげていく。
- ・最終的には、鉄道、路線バス、コミュニティバス、予約型乗合交通ふれあい号（乗合タクシー）など、市内の公共交通同士をつなぐだけでなく、隣接市町村の公共交通ともつなぐなど、広域連携について検討していく。
- ・市内の各地区から水海道駅周辺や石下駅周辺に運行することで、中心部への移動を支える。
- ・通勤、通学、買物、通院、観光、業務などの移動に対応することで、若年層から高齢者層までが利用できる公共交通を目指していく。

<北部ルートコンセプト>

- ・石下駅と接続し、関東鉄道常総線や路線バスへの乗り換えができることで、市外への通勤・通学等、広域の移動に対応。
- ・市内の高校への通学に対応。
- ・石下駅周辺の商業施設への買物や医療施設への通院に対応。
- ・沿線住民や観光客の道の駅への移動に対応。
- ・居住人口の多いエリアを主にカバーするルートを運行。

<中部ルートコンセプト>

- ・三妻駅と水海道駅に接続し、関東鉄道常総線や路線バスへの乗り換えができることで、市外への通勤・通学等、広域の移動に対応。
- ・市内の高校への通学に対応。
- ・三妻駅から工業団地に移動できることで、工業団地への通勤等に対応。
- ・水海道駅周辺の商業施設への買物や医療施設への通院に対応。
- ・沿線住民や観光客の道の駅への移動に対応。

<南部ルートコンセプト>

- ・水海道駅と小絹駅に接続し、関東鉄道常総線や路線バスへの乗り換えができることで、市外への通勤・通学等、広域の移動に対応。
- ・市内の高校への通学に対応。
- ・小絹駅から工業団地に移動できることで、工業団地への通勤等に対応。
- ・水海道駅周辺の商業施設への買物や医療施設への通院に対応。
- ・沿線住民や観光客の道の駅への移動に対応。
- ・居住人口の多いエリアを主にカバーするルートを運行。

この運行基本計画をベースとした仕様のもと、本年4月に公募型プロポーザル方式によりコミュニティバスの運行事業者を募集したところ、関東鉄道株が契約優先交渉権者として選定されました。

今後は、関東鉄道株と仕様を固めたうえで契約を締結し、令和6年度当初からコミュニティバス運行開始に向け準備を進めてまいります。

なお、関東鉄道株から提出いただいた、今年度のスケジュールは以下のとおりとなります。

今年度の当協議会は、今回を含め全4回の会議を予定しております。

《今後の会議予定》

10月：市と運行事業者でとりまとめた運行ルート等の審議

12月：経過報告及びフィーダー補助事業の評価

2月：経過報告及び次年度以降の事業スケジュール等について（仮）

《令和5年度事業スケジュール》

	令和5年度																				
	4月			5月			6月			7月			8月			9月					
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
ルートの決定							検討→														
バス停位置調整・決定							調整→														
バス停デザイン																					
バス停発注																					
バス停設置																					
バス車両デザイン	納車の1か月前までに完成																				
車内音声合成・募発注																					
協議会																					
関東運輸局に申請(1ヵ月)																					

	令和5年度																	
	10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
ルートの決定		決定																
バス停位置調整・決定		決定																
バス停デザイン		決定																
バス停発注					発注									納品				
バス停設置															設置			
バス車両デザイン	納車の1か月前までに完成																	
車内音声合成・募発注					発注									納品				
協議会			審議						審議						審議			
関東運輸局に申請(1ヵ月)												申請						認可

常総市公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 常総市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 本市の公共交通政策の推進に関すること
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態、運賃、及び料金等に関すること
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は次に掲げる者とし、25人以内で組織する。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表
- (2) 常総市議会の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (5) 鉄道事業者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (7) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表者
- (8) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (10) 商工会の会長又はその指名する者

- (11) 市長又は市長が指名する市職員
- (12) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱された日が属する会計年度の翌年度3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 委員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 3 初年度における委員の任期については、前項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によって選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、常総市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、常総市からの負担金、国からの補助金、繰越金、その他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(守秘義務)

第16条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年10月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年 6月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2年 7月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3年 6月25日から施行する